

## 長期収載品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いいただくことになります。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、おなじように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の差額 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者様負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は特別の料金は要りません。
  - ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
  - ※端数処理の関係などで特別の料金が 2 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省 HP をご覧下さい。
  - ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
  - ※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

～なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのか？～

皆様の保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになっております。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されます。《引用：厚生労働省ホームページ》

2026 年 6 月

医療法人社団藤聖会 金沢メディカルステーションヴィーク